

『地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

**90%以上の団体が当面は
「基準モデル」を採用せず**

財団法人 社会経済生産性本部

財団法人社会経済生産性本部（理事長：谷口恒明）の自治体マネジメントセンターは、この度「地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」結果を発表した。市区町を含めた大規模な調査は本調査が初めてとなる。

この調査は、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）に基づく地方自治体の企業会計的な財務諸表の作成について、全国的な取り組み状況を明らかにするために、全国の都道府県、市区町を対象に平成 19 年 8 月～9 月に実施したものである（回収率：都道府県 95.7%、政令指定都市 94.1%、市区 71.1%、町 33.9%）。

「新地方公会計制度研究会報告書」では、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の 2 つの作成基準を示している。「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」に基づく財務諸表の作成については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）において、平成 21 年（一部団体については平成 23 年）までに連結ベースでの整備または作成に必要な情報の開示が要請されている。調査結果のポイントは以下のとおり。

- I. 「基準モデル」を当初から採用する団体は 10%未満。市区で「基準モデル」を採用する団体は 5.2%。都道府県、政令指定都市では「基準モデル」の採用は 5%に満たない。
- II. 引き続き現行の総務省方式や独自方式を採用する団体も少なくない。都道府県、市区では約 20%、町では約 40%の団体が現行の総務省方式または独自方式を採用する。
- III. 規模が大きい団体ほど、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」に基づいて作成する傾向がある。しかし、「基準モデル」を採用する割合はあまり高くない。
- IV. 財政が厳しい団体ほど「基準モデル」を採用しない傾向がみられる。
- V. 現行の総務省方式または独自方式を採用すると答えた団体のうち、約 60%が「平成 21 年または平成 23 年までに整備するというスケジュールに無理がある。」と考えている。

【お問合せ先】財団法人社会経済生産性本部 自治体マネジメントセンター 佐藤亨・山崎

TEL : 03-3409-1118 FAX : 03-5485-7750

1. 「基準モデル」を当初から採用する団体は10%未満。市区で「基準モデル」を採用する団体は5.2%。都道府県、政令指定都市では「基準モデル」の採用は5%に満たない。

作成方法について、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、都道府県で4.4%、政令指定都市で0.0%、市区で5.2%、町で9.3%であった。「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、都道府県で7.1%、政令指定都市で0.0%、市区で6.6%、町で15.9%であった。当初から「基準モデル」を採用する団体は都道府県、政令指定都市、市区、町で10%未満となっており、市区で「基準モデル」を採用する団体は僅か5.2%となることがわかる。また、都道府県、政令指定都市でも「基準モデル」の採用は5%に満たないことがわかる¹²。

1 「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ 総務省方式：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」(平成12年及び平成13年3月)を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書(財務諸表)を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。総務省によれば、平成19年3月31日現在、普通会計のバランスシートを作成しているのは都道府県100%、政令市100%、市区79.9%、町村45.7%となっている。また、普通会計の行政コスト計算書を作成しているのは都道府県100%、政令市100%、市区60.5%、町村22.7%となっている。
- ・ 基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省方式との最大の違いは、固定資産を資産台帳に基づいて算定する点である。なお、資産評価の具体的な手法などについては、総務省・新地方公会計制度実務研究会で検討が行われ、平成19年7月には報告書の素案が示され、10月には「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されている。
- ・ 基準モデル：複式簿記の考え方を取り入れ、日常的に複式簿記で記入した帳簿に基づいて財務諸表を作成する考え方を基本としている。全ての固定資産を資産台帳に基づいて算定する。
- ・ 総務省方式改訂モデル：総務省方式と同様に、決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用して財務諸表を作成する考え方を基本としている。当初は一部の固定資産のみ資産台帳に基づ

図表 : 今後の作成予定について³

(単位: 団体、%)

	都道府県	政令市	市区	町
制度研究会報告書方式(a)	28 (62.2%)	12 (75.0%)	442 (78.9%)	164 (58.6%)
基準モデル	2 (4.4%)	0 (0.0%)	29 (5.2%)	26 (9.3%)
うち(a)団体での割合	(7.1%)	(0.0%)	(6.6%)	(15.9%)
総務省方式改訂モデル	16 (35.6%)	4 (25.0%)	362 (64.6%)	121 (43.2%)
うち(a)団体での割合	(57.1%)	(33.3%)	(81.9%)	(73.8%)
その他	10 (22.2%)	8 (50.0%)	51 (9.1%)	17 (6.1%)
うち(a)団体での割合	(35.7%)	(66.7%)	(11.5%)	(10.4%)
総務省方式	7 (15.6%)	0 (0.0%)	91 (16.3%)	101 (36.1%)
その他の方式	2 (4.4%)	0 (0.0%)	10 (1.8%)	5 (1.8%)
検討中・未定	8 (17.8%)	4 (25.0%)	17 (3.0%)	10 (3.6%)
団体数	45 (100.0%)	16 (100.0%)	560 (100.0%)	280 (100.0%)

いて算定する。

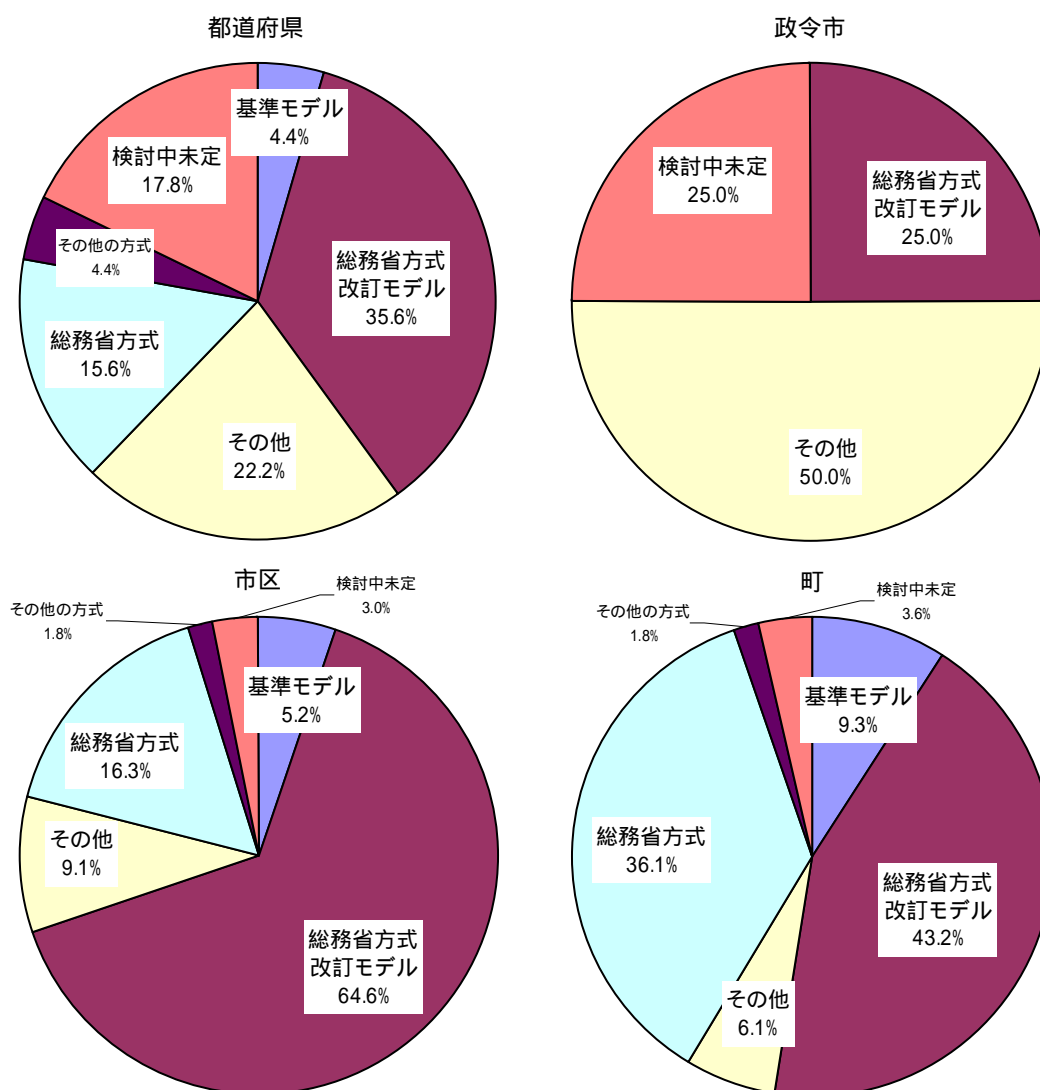
詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

- 2 「新地方公会計制度研究会」と「新地方公会計制度実務研究会」の概要は以下の通りである。
- ・ 新地方公会計制度研究会：平成 18 年 4 月～5 月に開催され、「企業会計の手法を活用した財務書類の基準」などについて検討が行われた。平成 18 年 5 月には「新地方公会計制度研究会報告書」が公表され、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の 2 つの基準が示された。
 - ・ 新地方公会計制度実務研究会：平成 18 年 7 月～平成 19 年 7 月に開催され、資産評価の具体的な手法などについて検討が行われた。平成 19 年 7 月には報告書の素案が示され、10 月には「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されている。
- 3 以下の要領で回答を集約している
- ・ 制度研究会報告書方式：「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体。
 - ・ 基準モデル：「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と回答した団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体。
 - ・ 総務省方式改訂モデル：「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と回答した団体のうち、「最初は総務省方式改訂モデルで作成して、基準モデルに移行する」「最初は総務省方式改訂モデルで作成して、様子を見る」と答えた団体。
 - ・ その他：「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と回答した団体のうち、「その他」と答えた団体。
 - ・ 総務省方式：「現行の総務省方式を継続する予定」と答えた団体。
 - ・ その他の方式：「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えた団体。
 - ・ 検討中・未定：「検討中」「未定」と答えた団体。

11. 引き続き現行の総務省方式や独自方式を採用する団体も少なくない。都道府県、市区では約20%、町では約40%の団体が現行の総務省方式または独自方式を採用する。

作成予定について、「現行の総務省方式を継続する予定」と答えた団体は、都道府県で15.6%、市区で16.3%、町で36.1%であった。また、「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えたのは、都道府県で4.4%、市区で1.8%、町で1.8%であった。「現行の総務省方式を継続する予定」と「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えた団体を合わせると、都道府県で20.0%、市区で18.1%、町で37.9%となる。引き続き現行の総務省方式を採用する団体も少なくなく、都道府県、市区では約20%、町では約40%の団体が現行の総務省方式または独自方式を採用することがわかる。

図表：今後の作成予定について



111. 規模が大きい団体ほど、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」に基づいて作成する傾向がある。しかし、「基準モデル」を採用する割合はあまり高くない。

市（政令市を含む、特別区を除く）町について、人口規模別にみると、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体は人口 3 万人未満で 59.9%、3 万人以上～10 万人未満で 76.2%、10 万人以上～20 万人未満で 83.6%、20 万人以上で 86.3%となっており、人口が多い団体ほど、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」を採用する傾向があることがわかる。ただし、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、人口 3 万人未満で 16.0%、3 万人以上～10 万人未満で 4.2%、10 万人以上～20 万人未満で 8.2%、20 万人以上で 11.0%となっており、「基準モデル」を採用する割合は人口 3 万人未満の団体が最も高い。

また、標準財政規模別にみると、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体は、標準財政規模 100 億円未満で 62.5%、100 億円以上～200 億円未満で 79.6%、200 億円以上～400 億円未満で 82.9%、400 億円以上で 87.5%となっており、標準財政規模が高い団体ほど、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」を採用する傾向があることがわかる。ただし、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、標準財政規模 100 億円未満で 13.5%、100 億円以上～200 億円未満で 3.4%、200 億円以上～400 億円未満で 9.3%、400 億円以上で 7.8%となっており、「基準モデル」を採用する割合は標準財政規模 100 億円未満の団体が最も高い。

このように規模が大きい団体ほど、「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」に基づいて作成する傾向がある。しかし、「基準モデル」を採用する割合はあまり高くない。なお、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）において、平成 21 年までに「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」で連結財務書類の整備または作成に必要な情報の開示が要請されている人口 3 万人以上の団体では、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体は、79.5%であった。また、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、6.4%であった。

図表 -1. 市、町の作成予定（人口規模別）⁴

（単位：団体、％）

	3万人未満	3万人以上 ～10万人未満	10万人以上 ～20万人未満	20万人以上
制度研究会報告書方式(a)	169 (59.9%)	260 (76.2%)	97 (83.6%)	82 (86.3%)
基準モデル	27 (9.6%)	11 (3.2%)	8 (6.9%)	9 (9.5%)
うち(a)団体での割合	(16.0%)	(4.2%)	(8.2%)	(11.0%)
総務省方式改訂モデル	126 (44.7%)	221 (64.8%)	78 (67.2%)	59 (62.1%)
うち(a)団体での割合	(74.6%)	(85.0%)	(80.4%)	(72.0%)
その他	16 (5.7%)	28 (8.2%)	11 (9.5%)	14 (14.7%)
うち(a)団体での割合	(9.5%)	(10.8%)	(11.3%)	(17.1%)
総務省方式	97 (34.4%)	71 (20.8%)	13 (11.2%)	6 (6.3%)
その他の方式	5 (1.8%)	5 (1.5%)	2 (1.7%)	1 (1.1%)
検討中・未定	11 (3.9%)	5 (1.5%)	4 (3.4%)	6 (6.3%)
団体数	282 (100.0%)	341 (100.0%)	116 (100.0%)	95 (100.0%)

図表 -2. 市、町の作成予定（標準財政規模別）

（単位：団体、％）

	100億円未満	100億円以上 ～200億円未満	200億円以上 ～400億円未満	400億円以上
制度研究会報告書方式(a)	245 (62.5%)	179 (79.6%)	107 (82.9%)	77 (87.5%)
基準モデル	33 (8.4%)	6 (2.7%)	10 (7.8%)	6 (6.8%)
うち(a)団体での割合	(13.5%)	(3.4%)	(9.3%)	(7.8%)
総務省方式改訂モデル	192 (49.0%)	148 (65.8%)	87 (67.4%)	57 (64.8%)
うち(a)団体での割合	(78.4%)	(82.7%)	(81.3%)	(74.0%)
その他	20 (5.1%)	25 (11.1%)	10 (7.8%)	14 (15.9%)
うち(a)団体での割合	(8.2%)	(14.0%)	(9.3%)	(18.2%)
総務省方式	128 (32.7%)	37 (16.4%)	17 (13.2%)	5 (5.7%)
その他の方式	7 (1.8%)	4 (1.8%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)
検討中・未定	12 (3.1%)	5 (2.2%)	3 (2.3%)	6 (6.8%)
団体数	392 (100.0%)	225 (100.0%)	129 (100.0%)	88 (100.0%)

⁴ 人口、標準財政規模は（財）地方財務協会「市町村決算状況調」（平成17年度決算）のデータを使用している。団体名は平成19年9月末の団体名としている。平成18年4月1日～平成19年9月までに合併した団体で、回答のあった団体については、団体名が存続した団体の人口・標準財政規模のデータを使用している。（例：平成18年4月にA市とB市が合併してA市が誕生。平成17年度末の人口はA市3万人・B市1万人 A市は人口3万人として集計）

IV. 財政が厳しい団体ほど「基準モデル」を採用しない傾向がみられる。

市（政令市を含む、特別区を除く）町について、財政力指数別にみると、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体は、財政力指数 0.3 未満で 56.3%、0.3 以上～1 未満で 76.3%、1 以上で 73.0%、となっており、財政力指数が低い団体は「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」を採用しない傾向があることがわかる。経常収支比率別にみると、「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体のうち、「最初から基準モデルで作成する」と答えた団体は、経常収支比率 80% 未満で 11.9%、80% 以上～90% 未満で 12.5%、90% 以上で 5.8% となっており、経常収支比率が高い団体は「基準モデル」を採用しない傾向がみられる。

総務省「新地方公会計制度研究会報告書」では、制度整備の目的として資産・債務管理と費用管理を挙げている。この制度整備の目的からすれば、資産・債務の圧縮とコストの削減を行うために財務書類を作成する趣旨であると言える。この点で、財政が厳しい団体はそうでない団体に比べて、総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいてより精緻に財務書類を整備する必要がある。ここで、総務省「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、「総務省方式改訂モデル」は「基準モデル」に比べて「貸借対照表計上額に精緻さを欠く」としている。これは、制度整備の目的を達成するためには「基準モデル」に基づく財務書類の作成の方が望ましいという考えだと解釈できる。しかし、制度の意図とは異なり、財政力指数や経常収支比率が悪い団体ほど「基準モデル」を採用しない傾向がみられる。

図表 1. 市、町の作成予定（財政力指数別）⁵

（単位：団体、％）

	0.3 未満	0.3 以上～1 未満	1 以上
制度研究会報告書方式(a)	71 (56.3%)	472 (76.3%)	65 (73.0%)
基準モデル	7 (5.6%)	41 (6.6%)	7 (7.9%)
うち(a)団体での割合	(9.9%)	(8.7%)	(10.8%)
総務省方式改訂モデル	56 (44.4%)	380 (61.4%)	48 (53.9%)
うち(a)団体での割合	(78.9%)	(80.5%)	(73.8%)
その他	8 (6.3%)	51 (8.2%)	10 (11.2%)
うち(a)団体での割合	(11.3%)	(10.8%)	(15.4%)
総務省方式	42 (33.3%)	126 (20.4%)	19 (21.3%)
その他の方式	4 (3.2%)	7 (1.1%)	2 (2.2%)
検討中・未定	9 (7.1%)	14 (2.3%)	3 (3.4%)
団体数	126 (100.0%)	619 (100.0%)	89 (100.0%)

⁵ 財政力指数、経常収支比率についても、（財）地方財務協会「市町村決算状況調」（平成 17 年度決算）のデータを使用している。集計方法は人口、標準財政規模と同様である。

図表 2. 市、町の作成予定（経常収支比率別）

（単位：団体、％）

	80%未満	80%以上～90%未満	90%以上
制度研究会報告書方式(a)	42 (62.7%)	256 (73.4%)	310 (74.2%)
基準モデル	5 (7.5%)	32 (9.2%)	18 (4.3%)
うち(a)団体での割合	(11.9%)	(12.5%)	(5.8%)
総務省方式改訂モデル	29 (43.3%)	197 (56.4%)	258 (61.7%)
うち(a)団体での割合	(69.0%)	(77.0%)	(83.2%)
その他	8 (11.9%)	27 (7.7%)	34 (8.1%)
うち(a)団体での割合	(19.0%)	(10.5%)	(11.0%)
総務省方式	24 (35.8%)	81 (23.2%)	82 (19.6%)
その他の方式	1 (1.5%)	4 (1.1%)	8 (1.9%)
検討中・未定	0 (0.0%)	8 (2.3%)	18 (4.3%)
団体数	67 (100.0%)	349 (100.0%)	418 (100.0%)

- V. 現行の総務省方式または独自方式を採用すると答えた団体のうち、約60%が「平成21年または平成23年までに整備するというスケジュールに無理がある。」と考えている。

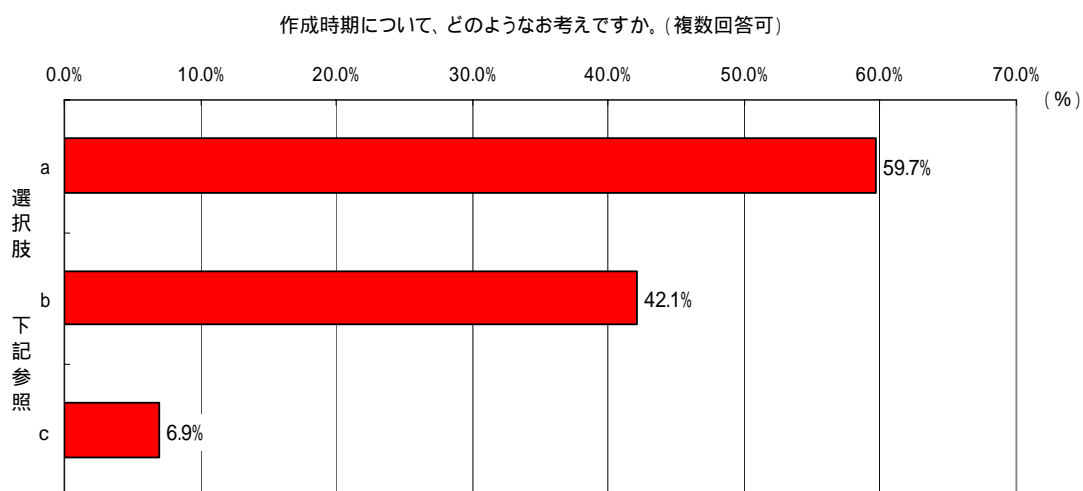
作成スケジュールについて、「現行の総務省方式を継続する予定」「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えた216団体では、約60%が「平成21年または平成23年までに整備するというスケジュールに無理がある。」と答えている。地方団体からの意見をみると、固定資産台帳がほとんど整備されていない現状を踏まえ、現実に即したスケジュールを求める意見が多くなっている。

また、作成方法について、「現行の総務省方式を継続する予定」「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えた団体では、総務省「新地方公会計制度研究会」の「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」について、約40%が「内容が難解で理解できず、作成しても庁内や住民が活用できるとは思えない」と答えている。ここで、地方団体からの意見をみると、やはり総務省「新地方公会計制度研究会」の「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の活用を疑問視する意見が多い。特に「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つの基準が示されているため、他団体との比較ができないという意見が多くなっている。2つの基準のうち、「基準モデル」については「総務省「新地方公会計制度研究会報告書」に基づいて作成する予定」と答えた団体の中でも採用する団体が非常に少なかった。「現行の総務省方式を継続する予定」「その他の方式で継続または新規に作成する予定」と答えた団体では約80%が、「基準モデル」について「固定資産台帳の整備、複式簿記の採用など大きな事務負担が予想され、実務から乖離している。」と答えている。地方団体からの意見をみても、難解で住民や職員の理解が得られない一方で、事務量が膨大に増えるため費用対効果に問題があるという意見が多くなっている。

さらに、総務省「新地方公会計制度研究会」の決定プロセスについて、約40%が「全国の地方団体や有識者への意見聴取とその反映が不十分である」と答えている。ここで、地方団体からの意見をみると、研究会で十分な検討が行われたのかを疑問視する意見が多数ある。また、地方団体から意見を聞く機会をもっと設けるべきとの意見も多数ある。これは、新地方公会計制度研究会が期間約1ヶ月、開催回数5回と非常に短期間であったこと、また、新地方公会計制度実務研究会の地方団体への意見聴取がほぼ報告書が完成した時点で行われ、その後も地方団体からの意見を踏まえた修正がほぼなかったことが原因と考えられる。

新地方公会計制度研究会報告書では制度整備は、「内部管理の強化」と「外部へのわかりやすい財務情報の開示」が目的であるとしている。「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」についてはスケジュールを再検討するとともに、この目的を達成するために作成基準についても見直す必要があると考えられる。

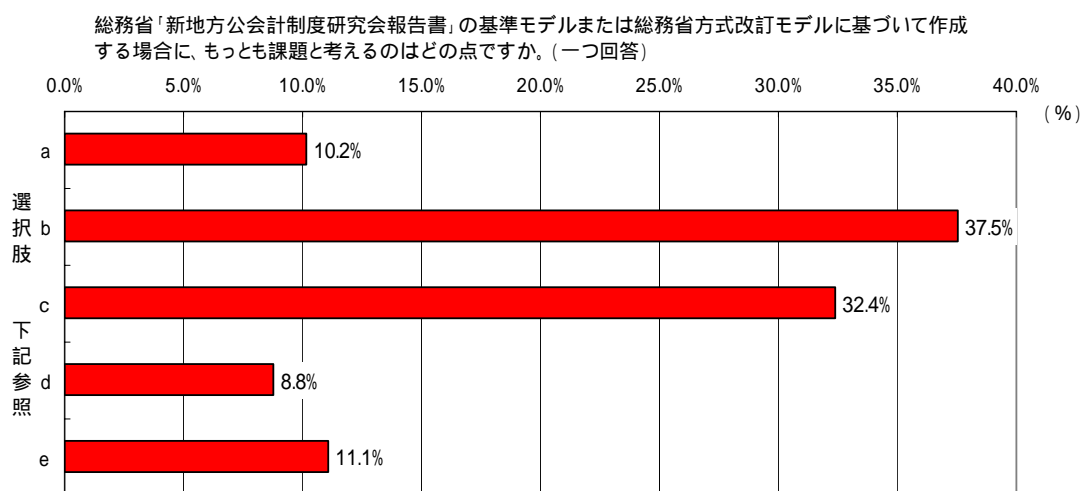
図表 1. 基準モデル・総務省方式改定モデルの作成時期について



- a : 平成 21 年または平成 23 年までに整備するというスケジュールに無理がある。
- b : 決算統計スケジュールを考えた場合、9 月議会への報告が難しい。
- c : その他

母数 : 216 団体

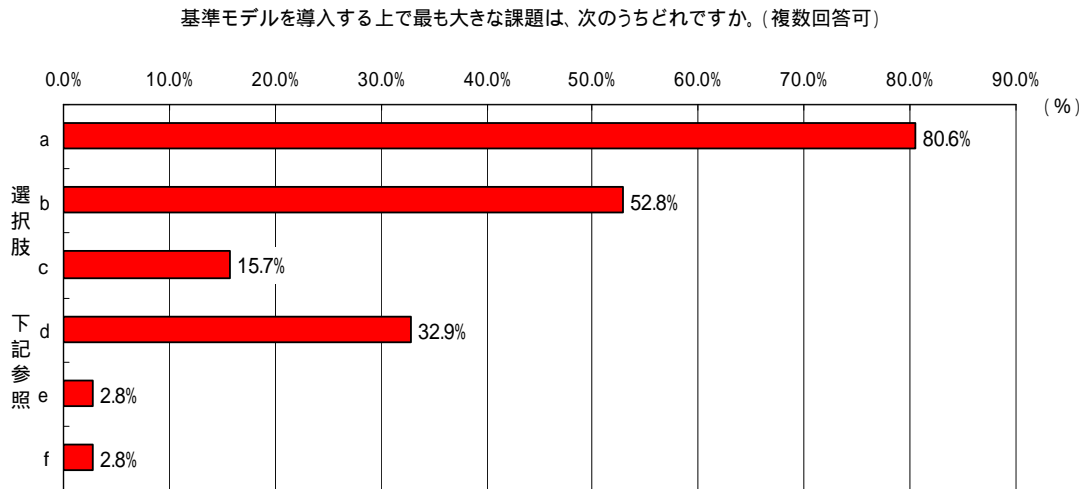
図表 2. 総務省「新地方公会計制度研究会報告書」の作成基準について



- a : 内容は理解できるが、作成目的を果たせるものになっているとは思えない。
- b : 内容が難解で理解できず、作成しても庁内や住民が活用できるとは思えない。
- c : 導入に要するコストに比較してメリットが少ないと思われる。
- d : その他
- e : 未回答

母数 : 216 団体

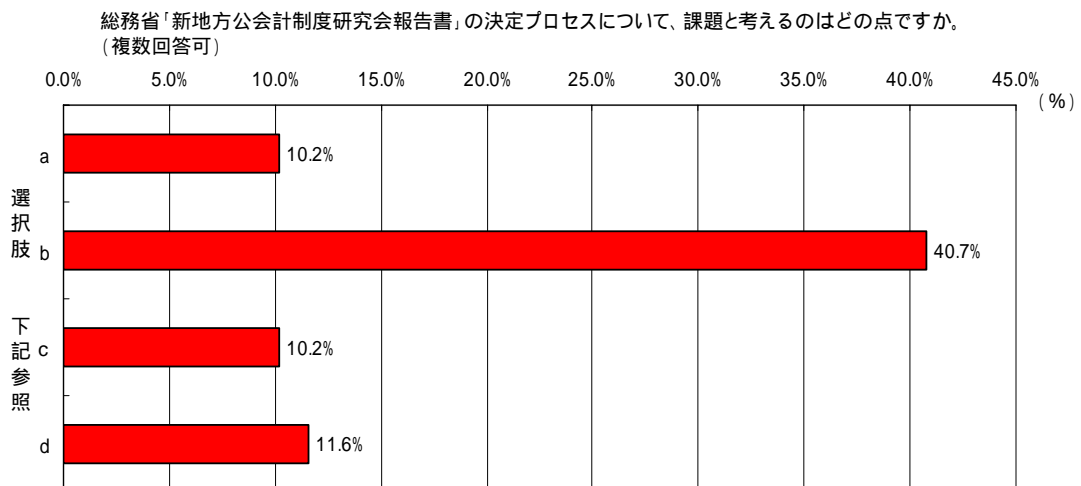
図表 3. 基準モデルについて



- a : 固定資産台帳の整備、複式簿記の採用など大きな事務負担が予想され、実務から乖離している。
- b : 新システムの導入や現行のシステムの変更などが必要となり、多額のコストがかかる。
- c : 個々の取引をその都度複式記帳する必要性が不明確である。
- d : 道路など固定資産によっては計上基準が大きく異なり、団体間で資産額に大きな乖離が生じる。
- e : 国際的にみて特異なモデルであり、基準モデルの妥当性が検証できない。
- f : その他

母数：216 団体

図表 4. 総務省「新地方公会計制度研究会報告書」の決定プロセスについて



- a : 少数の委員の意見がそのまま報告書になっていて、十分な議論が行われていない。
- b : 全国の地方公共団体や有識者への意見聴取とその反映が不十分である。
- c : 新地方公会計制度実務研究会で行われた浜松市や倉敷市での検証結果が活かされていない。
- d : その他

母数：216 団体

図表 5. 地方団体からの意見（一部抜粋）

- ・ 2種類のモデルが提示されたことは、どちらを導入するのかの事前検証について各自治体に負担を強いことになる。また、ダブルスタンダードでは、自治体間の比較が出来ず、せっかくの公会計改革が意味を持たないものとなるおそれがある。
- ・ 総務省が提案している2つのモデルについては自治体間比較がやりづらくなる等からすみやかに統一した方が望ましい。また、その作成基準についても先進的自治体の独自方式と考え方が大きく異なる部分がある（税収の取扱いなど）。今後その調整を行い、住民等にわかりやすい基準にすることに努めるべきである。
- ・ 全国標準となるモデルは、住民への分かりやすさ、団体間比較可能性等が求められることから、一本化にすべき（資産、工作物等の積算基準についても具体的に示すべき）。
- ・ 財務諸表をいかにして「使えるツール」にしていくか、という点がわかりやすい形で示されない中で、自治体が二の足を踏んでいる状況と思われる。現行の単式簿記会計から複式簿記への移行は必然であると考えるが、上述の、財務諸表を「使えるツール」にしていくという点も含め、会計制度の中・長期的展望をもっと明確に示すべき。
- ・ 国は公会計制度導入を推進し、財産台帳の整備をも要請しているが、通常売却など想定していない行政財産についてまで必要なか疑問を感じる。
- ・ 目的に対して過剰に厳密な手段を取りすぎているように感じる。もっとコスト・ベネフィットの視点から議論し、よりコストが軽減される内容に見直すなり、ベネフィットが何なのか説明するなりしてほしい。
- ・ 現在の自治体の実務と導入しようとしているモデルとの間に大きな乖離があり、義務的な導入は、各自治体に大きな負担を強いるものとなりかねない。総務省としては、より自治体の現状、意見等を踏まえた検討を行うべきと考える。
- ・ 地方団体からの意見をもっと聞く機会を設けるべきであり、作成要領についても地方団体の現状をふまえ、取得原価主義とするなど、見直しを求めたい部分がある。
- ・ 総務省での検討期間が短すぎ、十分な検討が行われていないと感じている。事あるごとに新しい作成方式が提示されてきているが、内容がより複雑になってきており、理解することが難しく活用できない。情報開示しても住民が理解できなければ作成する意味がない。
- ・ スケジュールが示されているにも関わらず、未だに国がどうしたいのかが見えてこない。とりあえず、スケジュールに従い、改訂方式でまず作成するが、かなり困難も予想される。国には、理念的ではなく現実的な方法・方向性を一刻も早く示してもらいたい。
- ・ 新財務4表作成は必要なものと思うが、日程的に厳しいものがある。作成指針公表の後、十分な準備期間がとれるように配慮が必要。
- ・ 「新地方公会計制度実務研究会報告書」（案）では、「8月末まででの作成」「9月議会終了時までの公表」が望ましいとしているが、決算統計の作成、財政健全化法に係る健全化判断比率（4指標）の議会報告書等もあり、準備作業も含めて、スケジュールは非常に厳しいものとなることが懸念される。

【調査概要】

1. 調査対象：全国の都道府県、政令指定都市、市区及び町
2. 調査票：郵送にて配布・回収
3. 調査票配布期間：平成 19 年 8 月～9 月
4. 調査票の回収状況
 - (ア) 提出団体：都道府県 45 団体、政令指定都市 16 団体、市区 560 団体、町 280 団体
 - (イ) 回収率：都道府県 95.7%、政令指定都市 94.1%、市区 71.1%、町 33.9%
回収率の分母は平成 19 年 9 月末現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数

財団法人 社会経済生産性本部 自治体マネジメントセンター

地方分権の推進、市町村合併の拡大、地方財政制度改革の進展、住民ニーズの多様化に対する対応など地方自治体を取りまく経営環境はかつてない大きな変化をむかえています。地方自治体には、こうした新しい環境に適応できる新しい行政システムの構築が必要とされています。そこで、さらに、自治体経営の質の向上を支援することにより、地方発の新しい日本を創造していくことをめざし、自治体マネジメントセンターを 1999 年 8 月に設置いたしました。当センターでは、経営の質を高めるための考え方と手法である「経営品質向上プログラム」を中心に、行政評価、財政分析、人材開発などの活動を展開しています。

自治体マネジメントセンターでは、1997 年に神奈川県藤沢市をモデルに「決算統計に基づいた企業会計的分析手法 研究報告書」を公表して以来、これまで延べ約 200 団体のバランスシートや行政コスト計算書などの財務諸表の作成・分析、事業コストの分析など企業会計的決算手法の導入を支援してきました。また、バランスシート等多くの団体で作成が目的化している現状を踏まえ、平成 16 年度よりバランスシート・行政コスト計算書の全国比較を行い具体的な活用方法を示しています。

ホームページ：<http://consul.jpc-sed.or.jp/jichitai/index.html>